

私たちと一緒に活動しませんか



会津若松市民憲章推進委員会は、個人参加の推進委員と団体会員で構成されており、市民の皆様に市民憲章の周知と実践を呼びかけています。

憲章文を知るだけでなく、小さなことでも自分にできることを考え、行動することが住みよいまちづくりにつながります。「よりよいまちづくりに参加してみたい！」、「地域のためになることがしたい！」そんな方のご入会を心よりお待ちしております。

市民憲章推進委員会では、3つの部会で活動をしています。

各部会と主な活動内容を御紹介いたします。

社会福祉部会

○「小さな親切」運動

親切な行いをしている人を募集し、県本部へ推薦して実行章の贈呈を行っています。

○犬・猫のふん便をなくす運動

飼い主のマナー向上のため、清掃活動への参加や啓発活動を行っています。



清掃活動でマナー向上を呼びかける様子

都市美化部会

○クリーン鶴ヶ城作戦

毎春、市のシンボル鶴ヶ城と周辺の清掃を行っています。

○花いっぱい運動

会津若松駅周辺に花のプランターを設置しています。

○花園コンクール

市内の花壇を対象にコンクールを開催しています。



花園コンクール写真展の様子

文化教養部会

○作文コンクール

市内小中学生を対象に憲章文をテーマにした絵日記や作文のコンクールを開催しています。

○各種研修 等

推進委員自らの教養を高めるため、市政や地域の歴史、文化等に関する研修会を行っています。



文化財研修会の様子

※ その他の情報は市ホームページ上でもご覧いただけます。ぜひお手持ちのスマートフォン等でご覧ください。

【 お問い合わせ・入会申込み先 】

会津若松市民憲章推進委員会事務局(会津若松市市民協働課内)

電話0242-39-1221

FAX0242-39-1420



市ホームページ

会津若松市民憲章

昭和43年5月3日 制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市としてながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて、先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くための平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たち市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立って、会津若松市を民主的な近代都市として大きく前進させるために、具体的目標を定め、心をあわせて、これを実践するよう努めるものであります。

一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう

一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう

一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう

一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう

一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう

一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

会津若松市民憲章推進委員会事務局(会津若松市市民部市民協働課)行

FAX 0242-39-1420

Eメール:kyodo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

推進委員加入申込書(個人会員用)

令和 年 月 日 記入

ふりがな			
氏名			
住所	〒 会津若松市		
連絡先	電話番号 — — ※日中連絡がとりやすいもの F A X — — メールアドレス _____ @ _____		
所属を希望する部会 ※第一希望から第三希望まで	希望順位	部会名	
		社会福祉部会	
		都市美化部会	
		文化教養部会	
備考欄			

【事務担当】会津若松市民憲章推進委員会事務局
(市役所市民協働課協働参画グループ)
〒965-0873 会津若松市追手町2-41
電話: 0242-39-1221 FAX: 0242-39-1420
Eメールは、こちらから→ 